

# 大阪府福祉のまちづくり条例 ガイドライン改訂案【改訂項目】

斜体は第22回改訂案からの変更

- 政令・条例の基準
- 望ましい整備

## 序章 2. 誰もが出かけられるまちづくりに必要な視点

### B まちづくりや建築におけるユニバーサルデザイン

#### へ 今後さらなる取り組みが求められる分野等

#### 現行

- ◆緊急時・災害時の備えに関するバリアフリー  
大規模な災害が発生した時に、その地域に住む方々は不幸にして避難生活を強いられることとなってしまいますが、とりわけ高齢者や障がい者等については「災害弱者」として最もその影響を大きく受けてしまいます。大阪府や市町村においては、災害対策基本法に基づき、府民や市民、障がいのある方など、関係する方々のご意見をお聞きし、それぞれ「地域防災計画」や「災害時要援護者支援プラン」などを定め、災害時における備えをしています。  
地域防災計画においては、避難所（福祉避難所を含む）については、バリアフリー化がなされた学校などの公共施設や福祉施設等を指定することを推奨していますが、必ずしも十分なバリアフリー化が行われていない場合も見受けられます。  
これらの施設管理者におかれては、あらかじめ建物のバリアフリー化に努めるとともに、実際の災害時に避難所となることを想定した訓練を行うなどの備えが必要です。



#### 改訂 (案)

- ◆緊急時・災害時の備えに関するバリアフリー  
大規模な災害が発生した時に、その地域に住む方々は不幸にして避難生活を強いられることとなってしまいますが、とりわけ高齢者や障がい者等については「災害弱者」として最もその影響を大きく受けてしまいます。大阪府や市町村においては、災害対策基本法に基づき、府民や市民、障がいのある方など、関係する方々のご意見をお聞きし、それぞれ「地域防災計画」や「災害時要援護者支援プラン」などを定め、災害時における備えをしています。  
地域防災計画においては、避難所（福祉避難所を含む）については、バリアフリー化がなされた学校などの公共施設や福祉施設等を指定することを推奨していますが、必ずしも十分なバリアフリー化が行われていない場合も見受けられます。  
これらの施設管理者におかれては、あらかじめ建物のバリアフリー化に努めるとともに、実際の災害時に避難所となることを想定した訓練を行うなどの備えが必要です。  
また、情報伝達、避難誘導、避難支援においては、情報入手が困難な視覚障がい者や聴覚障がい者、知的障がい者、発達障がい者、外国人等がいることにも十分に留意する必要があります。

望ましい整備  
現行

動線計画

(なし)

現行

動線計画 (資料1-6 P2)

○敷地内の通路と道路の境界部分や出入口前の段差を解消するため、L形側溝や縁石の立ち上がり部分の切下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子使用者等の移動が円滑になるよう配慮することが望ましい。



望ましい整備

現行  
籠の大きさ

(なし)



改訂(案)  
籠の大きさ

○座位変換型の(電動)車椅子使用者等の利用を考慮し、  
籠の奥行きは、150cm以上とする。

図6.8 座位変換型の車椅子

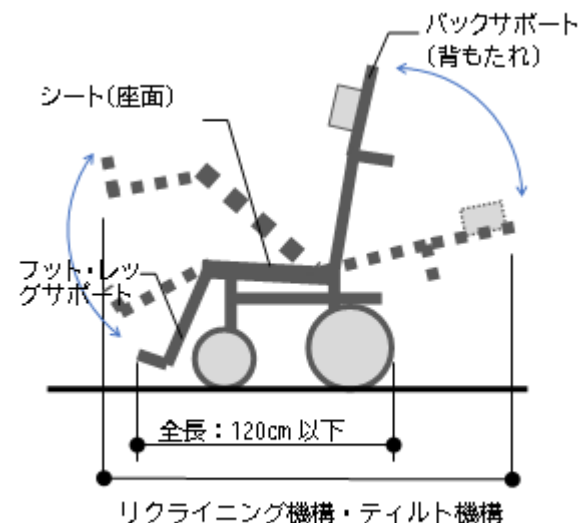
改訂 (案)

現行

(なし)

座位変換型の(電動)車椅子

- ・ 座位変換型の(電動)車椅子は、リクライニング機構や身体支持部のティルト機構等を有する車椅子で、座位姿勢の保持が困難な方等が楽な姿勢を保持しやすくするために多く使用されている。
- ・ リクライニング機構とは、車椅子のバックサポート(背もたれ)やレッグサポート角度が調節できる機構、ティルト機構とは、車椅子のシート(座面)との角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を一体的に調整できる機構である。
- ・ これらの機構を用いてバックサポートを後方へ傾斜させ、レッグサポートを挙上する場合の当該車椅子の全長は、JISに示される全長120cmに比べて大きくなる。



使用時の全長の例: 約 145~165cm 程度

(寸法はあくまで例であり、これより大きなものもある)

基本的な考え方

現行

高齢者、障がい者、妊産婦等すべての人が利用しやすいよう配慮する。近年、多機能便房へ利用者が集中している等の傾向があるため、一般用便房に少し工夫を加える等により、機能分散を図る必要がある。  
なお、乳幼児用設備（ベビーベッド・ベビーチェア）についての設計例やイラストは、[15] 子育て支援設備P. 124参照のこと。



改訂（案）

高齢者、障がい者、妊産婦、トランスジェンダー等すべての人が利用しやすいよう配慮する。近年、多機能便房へ利用者が集中している等の傾向があるため、一般用便房に少し工夫を加える等により、機能分散を図る必要がある。  
なお、乳幼児用設備（ベビーベッド・ベビーチェア）についての設計例やイラストは、[15] 子育て支援設備P. 124参照のこと。

### 建築物移動等円滑化基準

〔 法施行令第10条により、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する部分に適用。  
但し、共同住宅や保育所等、多数の者が利用する建築物においては多数の者が利用する部分に適用。 〕

#### 現行

##### 車椅子使用者用便房の仕様

- 便所内に、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を一以上設けること。

→（解説）

##### 【国土交通大臣が定める構造】

（国土交通省告示第1496号）

- ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
- ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること

なお、

- ・手すりは左右両面に設置する
- ・車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間として直径150cm以上の円が内接できる広さを備えることを基本とする

ただし、電動車椅子等、大きな車椅子では、150cmの円では十分ではない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。



#### 改訂（案）

##### 車椅子使用者用便房の仕様

- 便所内に、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を一以上設けること。

→（解説）

##### 【国土交通大臣が定める構造】

（国土交通省告示第1496号）

- ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
- ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること

なお、

- ・手すりは左右両面に設置する
- ・車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間として直径150cm以上の円が内接できる広さを備えることを基本とする。（設備等下部に車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペース（床上高さ40cm以上で奥行き20cmまで可）が確保されていれば、その部分も有効なスペースとする。）

ただし、電動車椅子等、大きな車椅子では、150cmの円では十分ではない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。

## 建築物移動等円滑化基準

## 現行

## オストメイト対応便房の設備

- 大人のおむつ交換をすることができる長さ1.2m以上のベッドを一以上設け、その出入口にその旨の表示を行うこと（床面積の合計が10,000㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舍又は下宿にあっては、床面積が200㎡以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。）

## →（解説）

折りたたみ式のベッドの場合は、操作方法が簡単で、かつ軽くセットできるものでなければならない。また、多機能便房の中に設置する場合、ベッドをセットした状態で退出した際に、車椅子使用者が進入できない場合が想定されるため、出入口戸付近から容易に上げ下げできるようなものでなければならない。



## 改訂（案）

## オストメイト対応便房の設備

- 大人のおむつ交換をすることができる長さ1.2m以上のベッドを一以上設け、その出入口にその旨の表示を行うこと（床面積の合計が10,000㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舍又は下宿にあっては、床面積が200㎡以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。）

## →（解説）

折りたたみ式のベッドの場合は、操作方法が簡単で、かつ軽くセットできるものでなければならない。また、バリアフリースイレの中に設置する場合、ベッドをセットした状態で退出した際に、車椅子使用者が進入できない場合が想定されるため、出入口戸付近から容易に上げ下げできるようなものでなければならない。また、折りたたみ式のベッドまたは据え置きベッド等を使用している状態でも人の出入りができるよう、出入り口との位置関係に配慮する。



建築物移動等円滑化基準

現行

小便器

- 男子用小便器を設ける場合には、その周囲に手すりを設けなければならない。



改訂（案）

小便器

- 男子用小便器を設ける場合には、一以上その周囲に手すりを設けなければならない。

→（解説）

杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保てるように設置する。

望ましい整備

現行

共通事項（出入口・戸）

(なし)

(なし)

洗面器

○各便所内の洗面器のうち一個は手すり等を設け、寄りかかれる配慮を行う。

→ (解説)

洗面器の手すりは、配置によっては車椅子使用者が利用できなくなるため、車椅子使用者用便房に設置する場合は、工夫する必要がある。

改訂 (案)

共通事項（出入口・戸）

(洗浄装置)

○外国人を含めた多様な利用者が安心して使える便所とするため、便器洗浄装置や温水洗浄便座本体等に表示する操作系ピクトグラムは（一社）日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラムとする。

→ (解説)

温水洗浄便座の操作ボタンは、便座横に附置した操作ボックスではなく、壁付けとする。

(手すり)

○車椅子使用者用便房以外の便房にも腰掛便器からの立ち座りや車椅子から腰掛便器への移乗を容易にするために、手すりを設ける。

(洗面器)

○各便所内の洗面器のうち一以上は杖使用者等が立位を保つことができるよう、手すり等を設け、寄りかかれる配慮を行う。

→ (解説)

洗面器の手すりは、配置によっては車椅子使用者が利用できなくなるため、車椅子使用者用便房に設置する場合は、工夫する必要がある。



望ましい整備

現行

(なし)

(なし)



改訂 (案)

共通事項 (標識)

○バリアフリースイレには、個別機能を表示するピクトサインや主要な利用対象の室名を表示する等、利用対象にならない方がむやみに使用しないように工夫する。

○必要な機器を備えている便房を探しやすいよう、表示の仕方を工夫する。

○機能分散された便所、便房であることが、高齢者、障がい者だけでなく外国人等すべての利用者にわかるように、ピクトサイン等により表示する。

(その他)

○便所及び便房内では聴覚障がい者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設ける。

→ (解説)

便房の戸を閉じた状態でも、便所内からその点滅が十分識別できる位置に設置する。

望ましい整備

現行

車椅子使用者用便房（計画）

（なし）

○異性の介助者に配慮し、少なくとも一以上の車椅子使用者用便房は、男女が共用できる位置に設ける。

（なし）



改訂（案）

車椅子使用者用便房（計画）

○複数テナントが入居する建築物の場合には、複数のテナントが共同利用できる位置に車椅子使用者用便房等を設ける。また、小規模店舗が密集する商店街においては、複数の店舗が共同利用できる位置に車椅子使用者用便房を設ける。

○共同利用する車椅子使用者用便房等は、営業時間に関わらず、それぞれのテナント（店舗）が利用可能とする必要がある。

○排泄介助が必要な障がい者（児）の脱衣・おむつ交換等に配慮し、一以上の車椅子使用者用便房は大型ベッド付きとし、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。

○2,000㎡以上の特別特定建築物については、座位変換型の（電動）車椅子使用者が360°回転できるよう、直径180cm以上の円が内接できる広さを確保する。

→（解説）

P41 図6.8参照

望ましい整備

現行

車椅子使用者用便房（便器）

- 便器は前面のトラップ部分に、車椅子のフットレストが当たりにくいような型とする。

- 便器の座面高さは、床面から40cm～45cm程度とする。

（洗面器）

- 水洗器具の吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置（手前縁から30cm～35cm程度）に設ける。

（介護ベッド）

- 大人用介護ベッドの大きさは幅60cm程度、長さ150cm～180cm程度とする。

改訂（案）

車椅子使用者用便房（便器）

- 車椅子が接近できるように、便器は前面のトラップ部分に、車椅子のフットサポートに乗せた足が当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。

- 便器の座面高さは、床面から42cm～45cm程度とする。

（洗面器）

- 水洗器具の吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置（洗面器の手前縁から30cm以内）に設ける。

（介護ベッド）

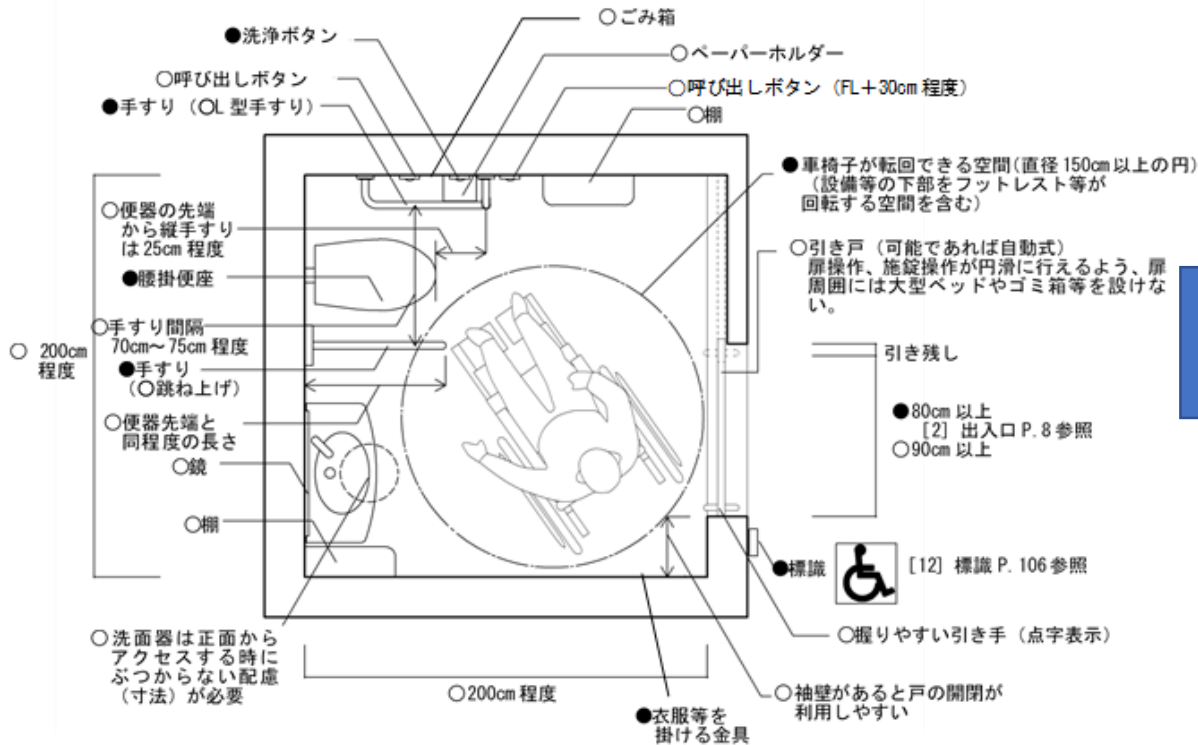
- 床面積2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物を建築する場合に設ける1以上の車椅子使用者用便房には、大人用介護ベッドを設ける。

- 大人用介護ベッドの大きさは幅60cm～80cm程度、長さ150cm～180cm程度とする。

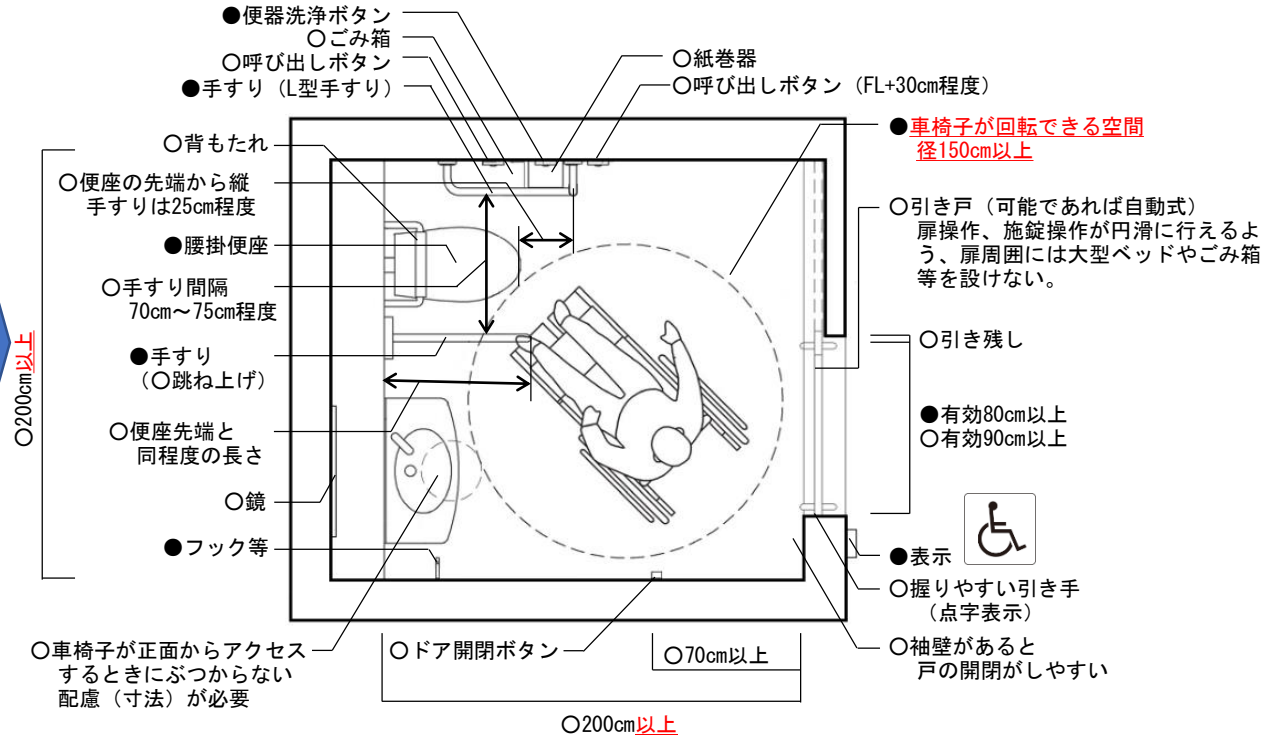


図8.5 車椅子使用者用便房の計画例

現行



改訂 (案)



・車椅子使用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できるよう、車椅子の回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能スペースを確保する。

・車椅子使用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できるよう、車椅子の回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能スペースを確保する。

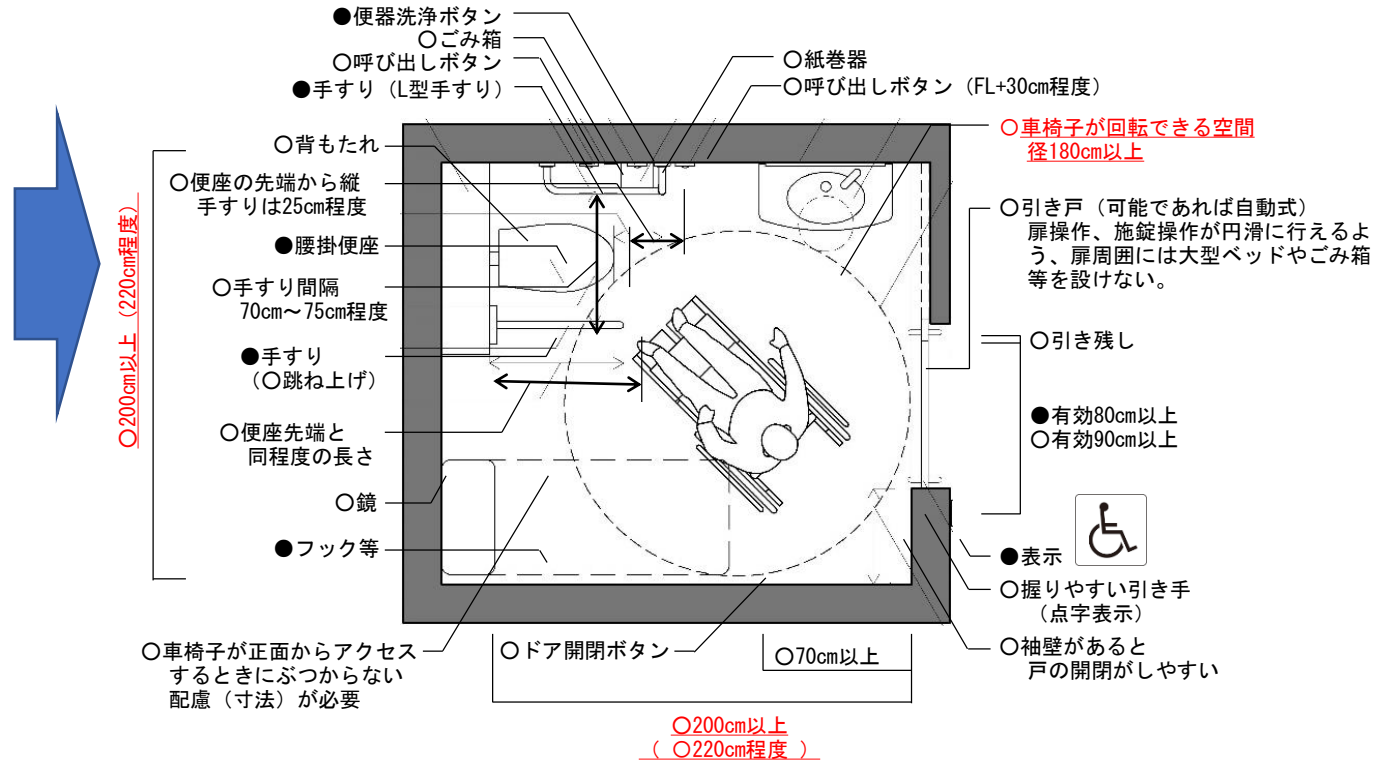
図8.5 車椅子使用者用便房の計画例

現行

(なし)

改訂 (案)

0.000m<sup>2</sup>以上の特別特定建築物の車いす使用者用便房の計画例



・車椅子使用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できるように、車椅子の回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペースを確保する

建築物移動等円滑化基準

現行

車椅子利用者用駐車区画

- 駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下この章において「車椅子利用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

→（解説）                      （なし）



改訂（案）

車椅子利用者用駐車区画

- 駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下この章において「車椅子利用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

→（解説）  
ロック板等を設置する場合は、乗降の妨げにならないようにする。



ロック板が乗降の妨げとなる



望ましい整備

現行

車椅子利用者用駐車施設

(なし)

○機械式であっても平面部にスペースを設ける。

(なし)

(なし)

(なし)

改訂 (案)

車椅子利用者用駐車施設

○車椅子利用者用駐車施設及び車椅子による乗降可能な駐車スペース等を屋内に設ける。

機械式駐車装置

○機械式であっても平面部にスペースを設ける。

○車椅子利用者用駐車施設を機械式駐車装置で確保する場合は、  
駐車場管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を  
講じる。

○車椅子使用者が駐車場の管理員の介助がなくても自力で乗降  
できるよう、駐車装置の操作盤は、車椅子使用者が容易に操作  
できる位置に設ける。

○乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける。乗降スペース  
の寸法は、車椅子の回転を考慮して幅140cm以上×奥行き170cm  
以上とし、乗降スペースから機械式駐車装置の外まで車椅子が  
円滑に移動できる幅90cm以上の通路を確保する。



望ましい整備  
現行

(なし)

(なし)

(なし)



改訂 (案)

機械式駐車装置

○平面駐車場に車椅子使用者用区画を設ける場合においても、機械式駐車装置の段差及び床の隙間は2cm以下とし、幅は乗降スペースを含めて350cm以上とする。

○通常の手椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障がい者等の見やすい位置に容易に識別できる標識を設ける。

○入庫可能な車両の高さは駐車場全体計画（平置き式等を含む）を考慮し設定する。

望ましい整備

現行

インターホン

○インターホン（モニター付）の設置高さは100cm程度とする。



改訂（案）

インターホン

○インターホン（モニター付）の設置高さは100cm ~110cm程度とする。

望ましい整備

現行

カウンター

○車椅子使用者用カウンター等の下端の高さは60～65cm程度とし、上端の高さは70cm程度、奥行き45cm程度とする。



改訂（案）

カウンター

○車椅子使用者用カウンター等の下端の高さは車椅子の膝が入るよう65cm～70cm程度とし、上端の高さは70cm～75cm程度、下部スペースの奥行きは45cm以上とする。

○以下の場合には、立位で使用する会計カウンターのほかに、高齢者、障がい者等が利用できるローカウンターを1以上設ける。

- ・物販店舗で、複数の会計カウンターがある場合
- ・多数の高齢者、障がい者の利用が想定される建築物にある店舗
- ・無人レジ（セルフレジ）における会計

→（解説）

ローカウンターのほかにも、優先レジを設ける等の配慮があるとよい。

○車椅子使用者をはじめ、高齢者、障がい者等が利用できるサッカー台（購入済みの商品を袋に詰めるための台）及びサービスローカウンターを1以上設ける。

望ましい整備  
現行

現金自動預払機等

○車椅子使用者の利用に配慮した操作ボタンの高さとする。

水飲み場

○水飲み器の形式により下部の車椅子のフットレストが入るスペースを確保する。



改訂（案）

現金自動預払機等

○操作部分への車椅子使用者の接近のしやすさ（足元のスペースの確保）や、見やすさ（画面への映り込みの防止や角度）タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものを。

○音声案内による操作が可能なハンドセットを設ける。

水飲み場

○水飲み器の形式により下部の車椅子の膝が入るスペースを確保する。

発券機

○操作ボタン及び取り出し口等が、それぞれ床から高さ60cm～100cm程度とし、下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを設ける。

望ましい整備

現行  
共通

(なし)

○通路は車椅子使用者やベビーカー使用者も通れる幅を確保する。



改訂（案）  
共通

○客の来店が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料（透明ガラス面仕上げ等）に留意する。

○通路は車椅子使用者やベビーカー使用者も通れる よう有効幅90cm以上を確保する。

○通路沿いに設ける設備機器・備品は有効幅員の確保や手すり・壁による視覚障がい者の連続的な誘導の妨げにならない位置に設ける。

望ましい整備

現行

○聴覚障がい者等への配慮を示す耳マークや手話マーク、筆談マークを受付等に掲示し、受付やレジには、筆記具（メモとペン）を置くこと。

→（解説）  
筆談と手話の2つの方法でコミュニケーションを行う。

（なし）



改訂（案）

○聴覚障がい者等への配慮を示す耳マークや手話マーク、筆談マークを受付等に掲示し、受付やレジには、筆記具（メモとペン）を置くこと。

→（解説）  
筆談や手話を用いてコミュニケーションを行う。

○通路の端部やレジ前等に車椅子使用者の転回スペース（140cm角以上）を確保

望ましい整備

現行

物販店舗

- 試着室を設ける場合は、車椅子使用者が介助者と利用できる大きさのものを設ける。

→（解説）

直径150cm以上の円が内接できる広さを確保する。  
着替え用ベンチ（高さ40cm～45cm）、鏡、手すりを設置する。

（なし）



改訂（案）

物販店舗

- 試着の際に靴の履き替えや腰掛ける必要がある場合には、広めの試着室を設け、手すり付きの椅子を用意する。

→（解説）

直径150cm以上の円が内接できる広さを確保する。  
着替え用ベンチ（高さ42cm～45cm程度）、鏡、手すりを設置する。

- レジカウンター前のレーンは、1レーンに対して車椅子使用者等が通れる有効幅員90cm以上を確保する。

- 主要な経路上の通路で商品棚間の有効幅員は120cmとする（車椅子使用者が商品を取り出しやすいようにする）。ただし、片側商品棚の場合は90cm以上とする。



望ましい整備

現行

飲食店舗

(なし)



改訂（案）

飲食店舗

○待合には、高齢者、障がい者等の休憩の用に供する設備（ベンチ等）を設ける。

→（解説）

車椅子使用者や乳幼児連れの利用者（ベビーカー）にも配慮したスペース（幅90cm×奥行き120cm以上）があれば使いやすい。

○セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸とする。

望ましい整備  
現行  
飲食店舗

(なし)



改訂（案）  
飲食店舗

○車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるように、原則として可動式の椅子席とする。

○固定席を設ける場合には、客席総数の1/2未満とする。

○飲食店舗の場合は椅子に座った状態でも有効幅員90cm以上を確保する。

○車椅子使用者がテーブルに接近できるよう、テーブルの脚の位置は、両脚の間隔（内法）を70cm以上又は両脚のない中央柱脚とする。

○多様なニーズへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する。

○券売機を設置する場合には、車椅子使用者が利用できるよう下部にスペースを設ける。

削除（ [16] 造作設備 P19に記載）

望ましい整備

現行

車椅子使用者用客席

(なし)

改訂（案）

車椅子使用者用客席



○劇場等における車椅子使用者用客席の総数は客席総数が200以下の場合は客席総数の1/50以上、客席総数が200を超え2,000以下の場合は客席総数の1/100に2を加えた数以上、客席総数が2,000を超える場合は当該客席の総数の75/10000に7を加えた数以上を設ける。

○客席総数が200を超える場合、車椅子使用者用客席を2カ所以上分散して設ける

図17.1 物販店舗内部における設計例  
現行

(なし)



改訂（案）

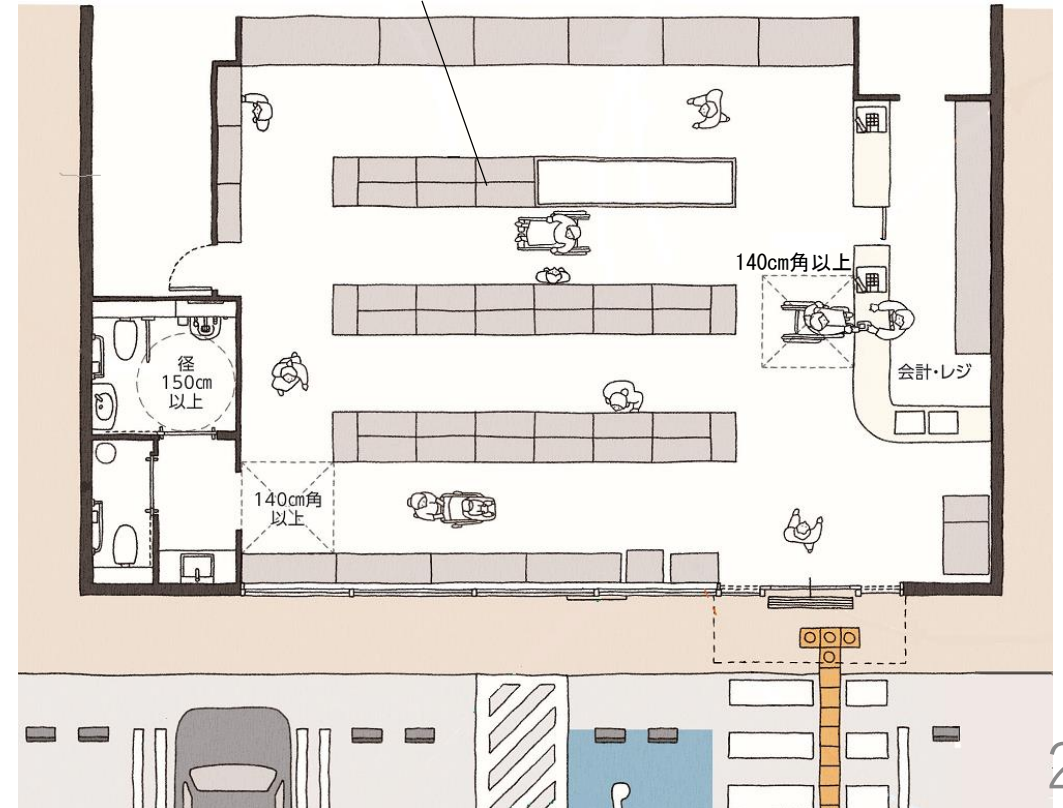
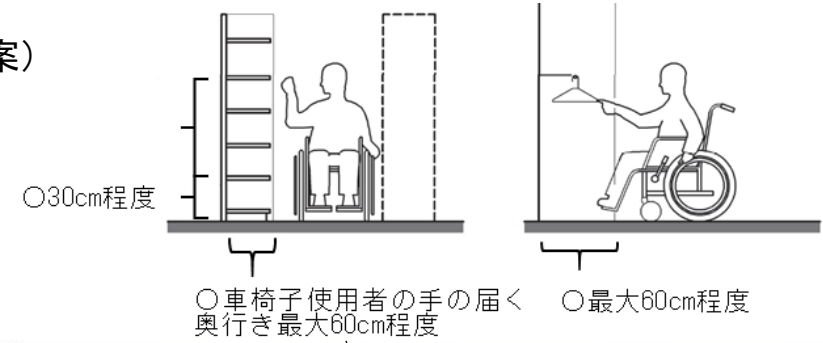
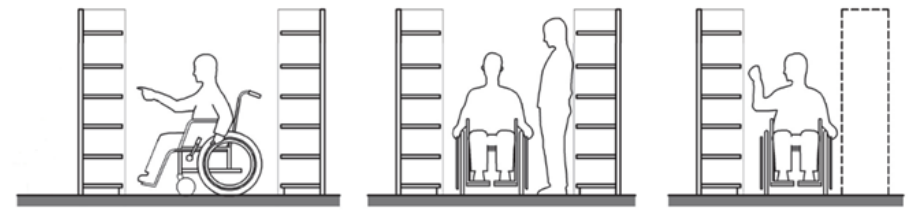
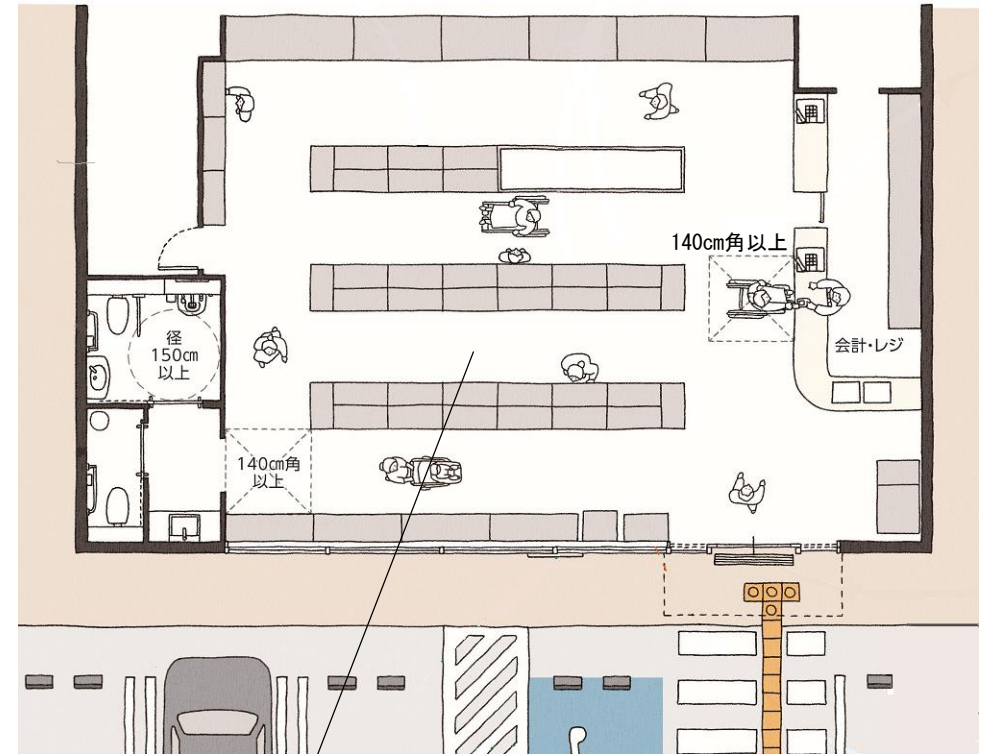


図17.1 物販店舗内部における設計例  
現行

(なし)



改訂（案）



○有効140cm以上

○有効120cm以上

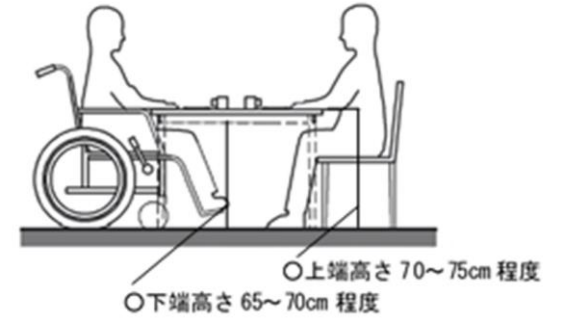
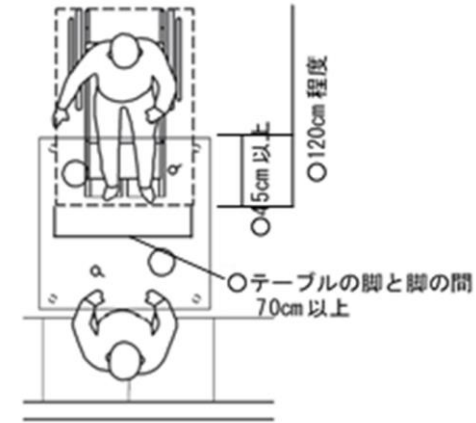
○有効90cm以上  
(すれ違いのない通路)

図17.2 飲食店舗内部における設計例  
現行

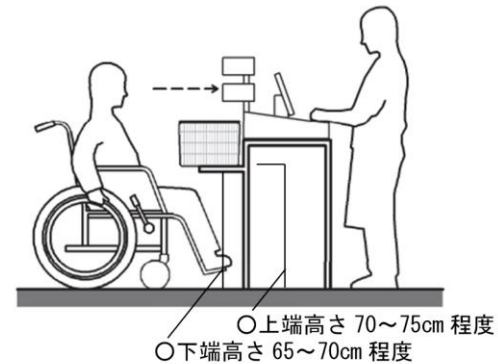
(なし)

改訂（案）

可動式の椅子席の例



会計カウンターの例



カウンター前の通路の例

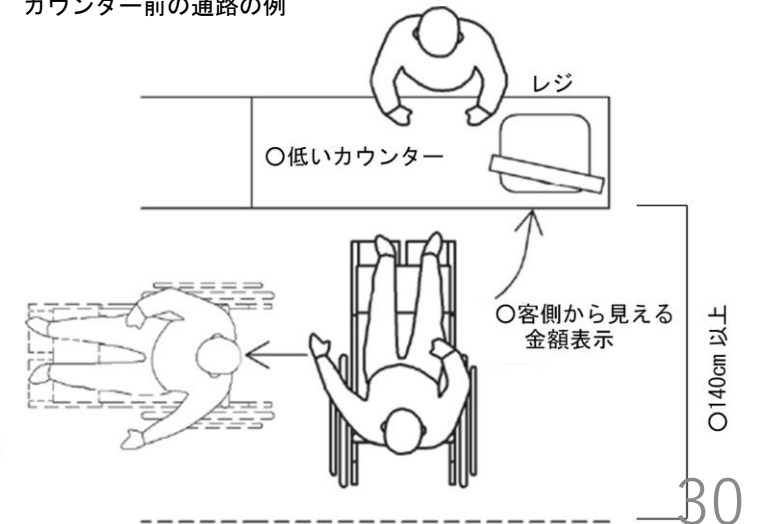
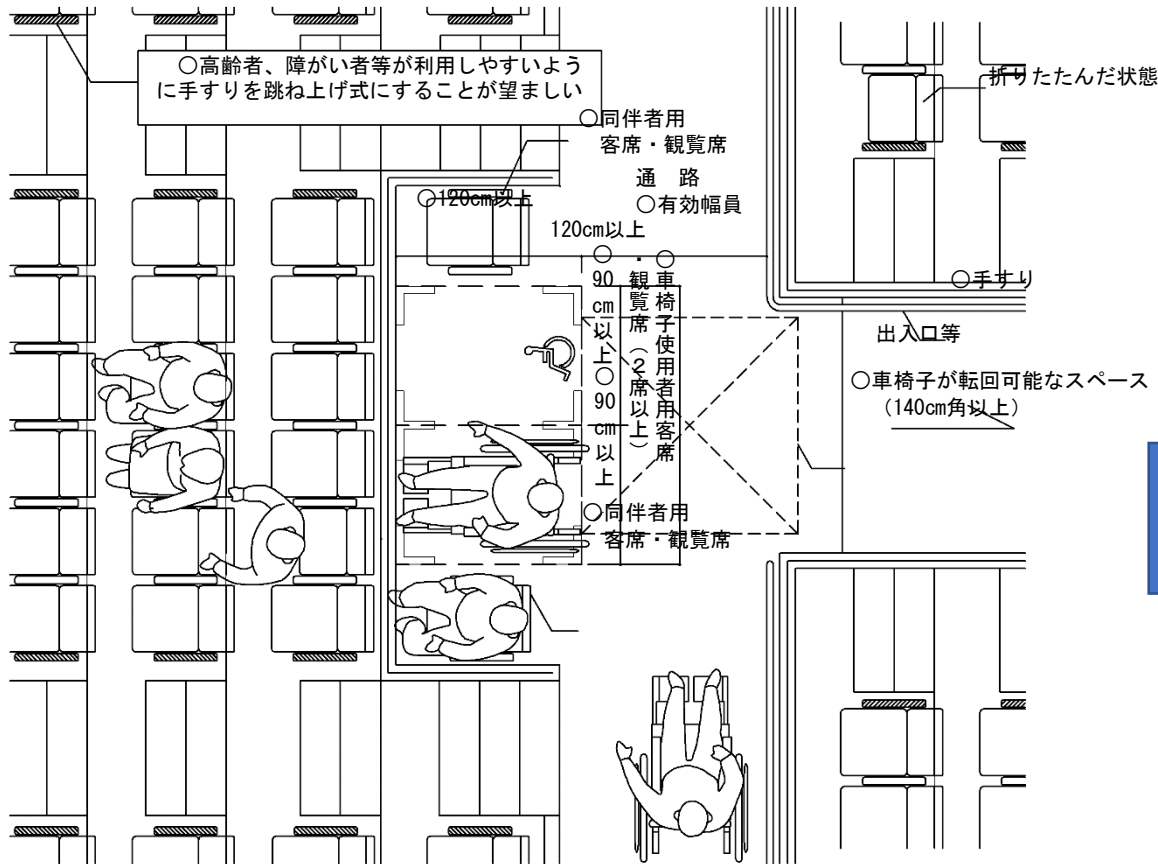
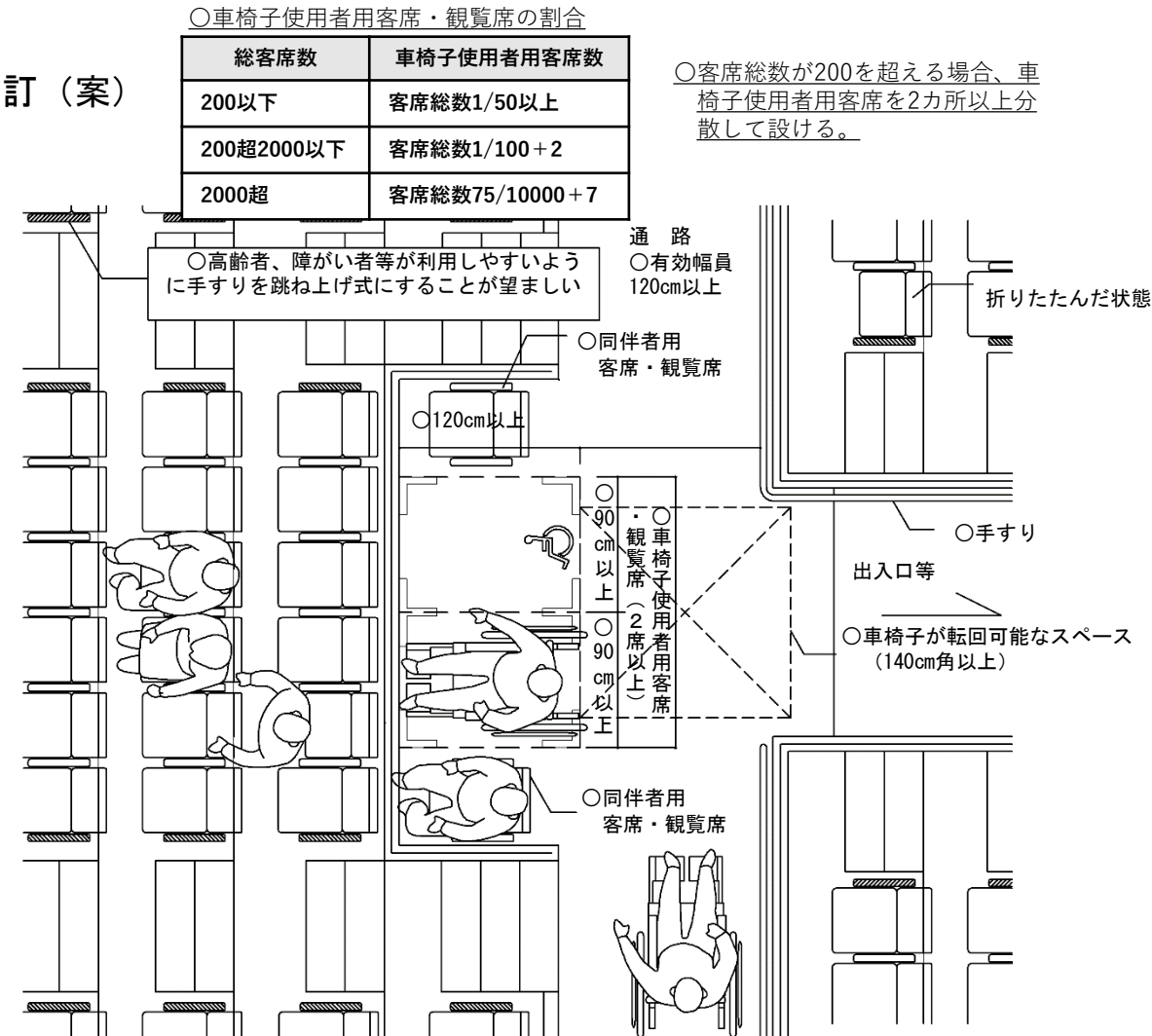


図17.7 客席・観覧席

現行



改訂（案）



## [21] 小規模店舗に係る設計ガイドライン ※

基本的な考え方

全ての人に使いやすい建築物は、移動経路や利用居室等の建築的な対応によるハードの整備だけで達成されるものではない。建築物を利用するためには、ハードとソフトの両面からの支援が必要であり、整備された建築物や案内表示をより利用しやすくする運営管理・人的対応等のソフト面の工夫を建築主等が行うことが重要となる。

バリアフリー法や福祉のまちづくり条例では、建築物の主な部分については、高齢者や障がい者を含めたすべての人が円滑に利用できるように守るべき基準を定めているが、基準の適用が及ばない部分にバリアがあると、実際には利用しにくい建物になるため、基準の適用が及ばない小規模店舗においても適切な配慮が求められる。

また、設計する上で特に注意する項目について記載しているので、詳細については前頁の各項目において確認しておく必要がある。

※：床面積の合計200㎡未満の、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、飲食店、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗自動車修理工場（不特定かつ多数の者が利用するものに限る。）とする。



## [21] 小規模店舗に係る設計ガイドライン

### 望ましい整備

#### (手すり)

- 手すりは、移動動作や、他の設備との位置関係に配慮して設置する。
- 将来新たに手すりを設置することが可能なように、広い範囲に手すりの取り付けが可能な下地を入れて壁を補強しておく。
- 手すりは起点から終点まで連続して、壁に堅固に設置する。
- 廊下・階段・傾斜路等に設ける手すりは、子どもの利用に配慮して、2本とする。
- 取り付け高さは、1本の場合は75cm～85cm程度、2本の場合は75cm～85cm程度及び60cm～65cm程度（子ども用）とし、連続して設ける。
- 形状は外径3cm～4cm（小児用にあっては3cm）程度の握りやすいものとする。
- 壁との間隔は、4cm～5cm程度とし、手がぶつからないように手すりの下側で支持する構造とする。
- 手すりの端部は、衝突時の危険性を少なくし、服の袖の引掛りをさけるため、下または壁面方向に曲げる。
- 手すりは、誰もが安全に安心して利用できる形状のものを使用する。
- 手ざわり、耐久性、耐蝕性など取り付け箇所に見合ったものとする。
- 弱視者や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、手すりや壁の仕上げ材料は、手すりと壁の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定する。
- 便所、浴室などの移乗等動作補助用手すりは、動作に応じて水平、垂直型の手すりを設ける。
- 廊下等の手すりの端部、曲がり角部分等には、現在位置と誘導内容等を点字表示する。
- 階段手すりの起点及び終点は階数、現在位置などを点字で表示する。
- 点字表示の位置は階段手すりの水平部とする。

## [21] 小規模店舗に係る設計ガイドライン

望ましい整備(カウンター)

- 立位で使用するカウンターなどは、台を固定し、別に車椅子使用者用のカウンターなどを併設する。
- 車椅子使用者用カウンター等の下端の高さは60～65cm程度とし、上端の高さは70cm程度、奥行き45cm程度とする。
- 車椅子使用者が近接しやすいよう、カウンター等の前面には車椅子使用者が転回できるスペースを設け、また、床面は水平である。
- 立位で使用するカウンターなどは、必要に応じて身体を支えるための手すりを設置すると高齢者、障がい者等が楽に使用できる。
- 物品の受け渡し、筆記、対話など、使用する内容を考慮し、高齢者、障がい者等が使用しやすい形状や設置位置とする。
- 杖を立てかけられる場所や、掛けることのできるくぼみ等を設けると使いやすい。
- カウンターに溝を設けると、立ち上がる時、車椅子で寄り付く時等に手をかけることができる。
- 机上の照度を十分に確保する。ただし、障がいによっては明るさが支障となる場合もあるので、手元で点灯・消灯操作ができる手元照明がよりよい。なお、スポットライトは避ける。
- 役所、病院、銀行等と呼び出しをするカウンターには、音声によるほか、聴覚障がい者への配慮として文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイ装置等を備える。

(現金自動預払機等)

- 通行の支障とならない位置に設ける。
- 車椅子使用者の利用に配慮した操作ボタンの高さとする。
- ボタンは押しボタンとし、点字及び音声による使用方法の案内を行う機能を有すること。
- ATMに設置するインターホンはモニター付きにするなど、聴覚障がい者も利用できるものとする。

## [21] 小規模店舗に係る設計ガイドライン

### 望ましい整備

#### (電話台)

- 椅子や手荷物を置く棚などを設け、利便性の向上に配慮する。
- 車椅子使用者が利用しやすいスペースを確保する。
- 電話台の下部スペースには、電話帳の籠等を設置しない。
- 電話機には、点字表示及び音量調節機能をつける。
- 電話台の上の電話及びプッシュボタンの中心が高さ90cm～100cmとなるようにし、下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けると車椅子使用者が楽に利用できる。

#### (水飲み場)

- 車椅子使用者が使えるように飲み口の高さは70cm～80cmとする。
- 給水栓は光電管式、ボタン又はレバー式とし、足踏み式のものとは手動式のものとは併設する。
- 水飲み器の形式により下部の車椅子のフットレストが入るスペースを確保する。
- 杖や傘を立てかけるフック等や腰掛、荷物を置ける台等を設ける。
- セルフサービスの場合の給水器等は車椅子使用者にも配慮する。

#### (自動販売機)

- 金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口等がそれぞれ高さ40cm～110cm程度の範囲に納まるものを選ぶようにする。
- 操作面が斜めになっている販売機では、車椅子使用者等が低い位置から利用する場合に、照明の反射で見づらいことがないように配慮する。

#### (コンセント、スイッチ等)

- コンセント、スイッチ、ボタン等は車椅子使用者に適する高さ及び位置とする。
- スイッチ類、非常呼び出しボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一する。
- タッチセンサー式のボタンは、視覚障がい者には押したか否か認知が難しいため、ストローク（ボタンを押し下げること）のある押しボタンとする必要がある。

## [21] 小規模店舗に係る設計ガイドライン

望ましい整備(内装等)

- 店舗内や室内には段差を設けない。やむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を設置する。
- 来店が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料（透明ガラス面仕上げ等）に留意する。
- 出入口は、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が使いやすい。
- 道から出入口にいたる経路上に段を設けない。
- 戸の前後に水平なスペースを確保する。
- 高齢者、障がい者が円滑に利用できる便所・便房を設置する。また、2階以上の建物の場合、直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける
- 通路の端部やレジ前等に車椅子 使用者の転回スペース（140cm角 以上）を確保
- 通路沿いに設ける設備機器・備品は有効幅員の確保や手すりの妨げにならない位置に設ける
- 通路は車椅子使用者やベビーカー使用者も通れるよう有効幅90cm以上を確保する。
- 通路には、商品などを置かない。
- 車椅子が転回できる場所を一箇所は確保する。
- レジがある場合は、聴覚障がい者が値段を確認できるようにする。
- 聴覚障がい者等への配慮を示す耳マークや手話マーク、筆談マークを受付等に掲示し、受付やレジには、筆記具（メモとペン）を置くこと。
- バリアフリーの情報をホームページ等で提供する。バリアフリー化や配慮できているものだけでなく、できていないものも情報提供を行う。
- 確認等が必要な場合は、（介助者ではなく）本人に確認する。
- 駐車場において、乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける。
- 高齢者、障がい者が円滑に利用できる便所・便房を設置する

## [21] 小規模店舗に係る設計ガイドライン

望ましい整備(物販店舗)

- 試着の際に靴の履き替えや腰掛ける必要がある場合には、広めの試着室を設け、手すり付きの椅子を用意する
- レジカウンター前のレーンは、1レーンに対して車椅子使用者等が通れる有効幅員90cm以上を確保する
- 車椅子使用者が選びやすく手に取りやすい高さ・奥行きとする
- できる限り、車椅子使用者の手が届く範囲に商品を陳列する。
- 客への情報は音声と視覚の両方で伝えるようにする。
- 試着室を設ける場合は、車椅子使用者が介助者と利用できる大きさのものを設ける。
- レジを設ける場合、通路幅は、車椅子使用者やベビーカー使用者も使えるものを設ける。

(飲食店舗)

- 多様なニーズに応じることができる客席を設置する。
- 多様なニーズへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する
- 待合には、高齢者、障がい者等の休憩の用に供する設備（ベンチ等）を設ける
- セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸とする
- 固定席を設ける場合には、客席総数の1/2未満とする
- 飲食店の場合は椅子に座った状態でも有効幅員90cm以上を確保する
- 高齢者や足を怪我されている人、脚力が低下している人等に配慮し、立ち上がりや座位姿勢の保持のため、椅子はひじ掛け付き、背もたれ付きとし、け込みを座面奥行きの1/3以上とする。
- 点字メニューを店舗に1つは用意する。
- 写真付きのメニューを店舗に1つは用意する。
- 飲食店カフェテリアスタイルの飲食店において、床面からの高さ70～80cm程度のトレイ移動カウンターは、奥行き25cm、膝下クリアランスは床面から高さ65～75cm程度とし、トレイを取る地点から、清算地点まで連続していること。

## [21] 小規模店舗に係る設計ガイドライン

### 望ましい整備

#### (サービス店舗)

- 操作部分への車椅子使用者の接近のしやすさ（足元のスペースの確保）や、見やすさ（画面への映り込みの防止）タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものとする
- 視覚障がい者等の利用に配慮し、ATMの操作部分には点字を併記する
- サービスカウンターにおいて、高齢者、障がい者等の杖利用者が杖を置くことが出来る、杖ホルダーを設置又はテーブルの一部にくぼみ等を設ける
- 多様なニーズへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する
- 通路は車椅子使用者やベビーカー使用者も通れるよう有効幅90cm以上を確保する。

#### (カウンターのある店舗)

- 役所、病院、銀行等で呼び出しをするカウンターには、音声によるほか、聴覚障がい者への配慮として文字情報やこれに代わるサインを表示するディスプレイ等を設置する。
- 立位で使用するカウンターなどは、台を固定し、別に車椅子使用者用のカウンターなどを併設する。
- 立位で使用するカウンターなどは、実用に応じて身体を支えるための手すり、傘や杖等をおける場所を設置する。

# 物販店舗の設計ガイドライン

## 【共通項目】

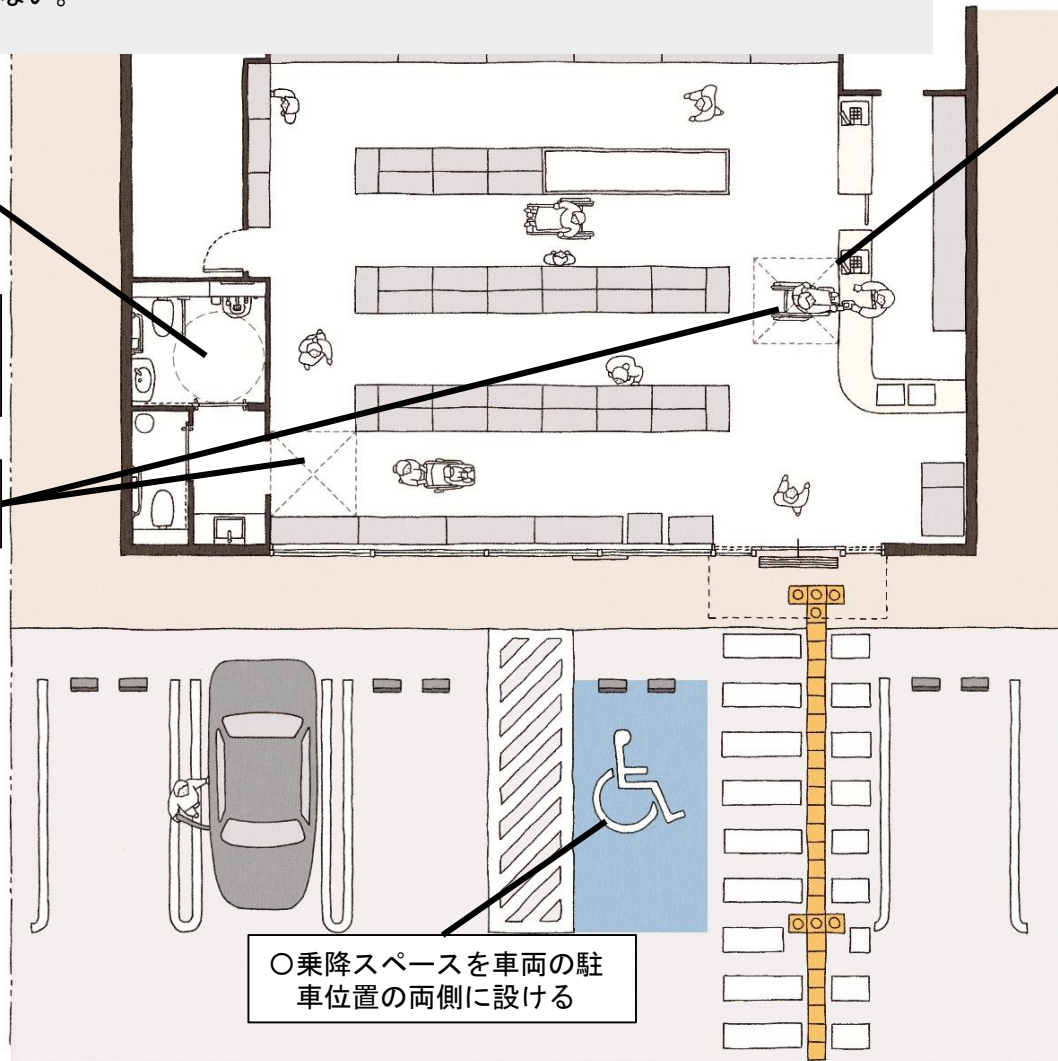
- 店舗内及び通路には、原則として段を設けない。
- 来店が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料（透明ガラス面仕上げ等）に留意する。
- 出入口は、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が使いやすい。
- 道から出入口にいたる経路上に段を設けない。
- 戸の前後に水平なスペースを確保する。

- 高齢者、障がい者が円滑に利用できる便所・便房を設置する
- 2階以上の建物の場合、直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける

- 試着の際に靴の履き替えや腰掛ける必要がある場合には、広めの試着室を設け、手すり付きの椅子を用意する

- 通路の端部やレジ前等に車椅子使用者の転回スペース（140cm角以上）を確保

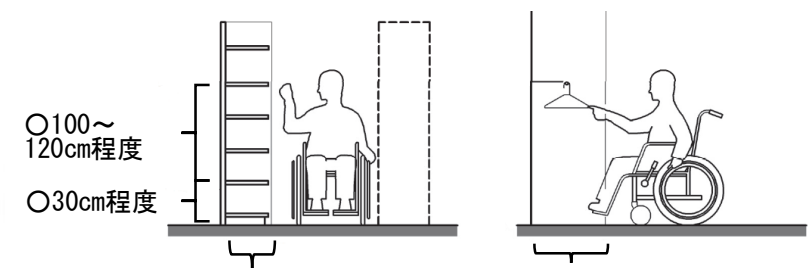
- 通路沿いに設ける設備機器・備品は有効幅員の確保や手すりの妨げにならない位置に設ける



○乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける

○レジカウンター前のレーンは、1レーンに対して車椅子使用者等が通れる有効幅員90cm以上を確保する

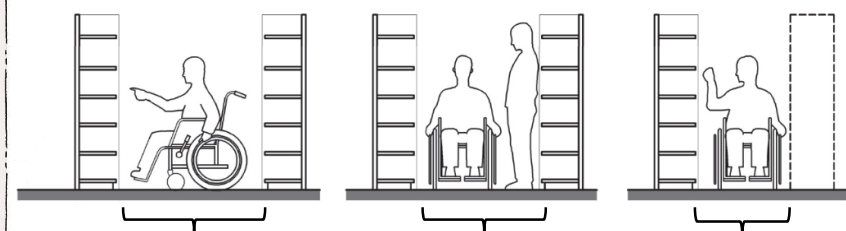
(通路断面)



○車椅子使用者の手の届く奥行き最大60cm程度



○車椅子使用者が選びやすく手に取りやすい高さ・奥行きとする



○有効140cm以上  
○有効120cm以上  
○有効90cm以上 (すれ違いのない通路)

(通路断面)

# 飲食店舗の設計ガイドライン

## 【共通項目】

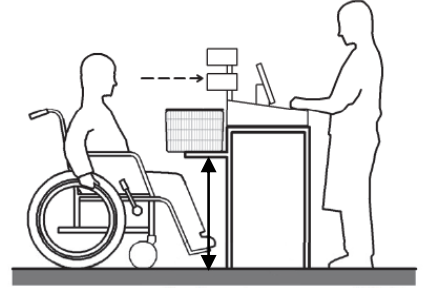
- 店舗内及び通路には、原則として段を設けない。
- 来店が容易に視認でき、迅速に対応できるように、店舗の出入口の壁面材料（透明ガラス面仕上げ等）に留意する。
- 出入口は、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が使いやすい。
- 道から出入口にいたる経路上に段を設けない。
- 戸の前後に水平なスペースを確保する。

- 待合には、高齢者、障がい者等の休憩の用に供する設備（ベンチ等）を設ける
- セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸とする

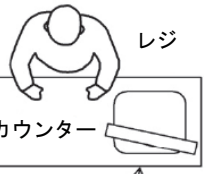
- 固定席を設ける場合には、客席総数の1/2未満とする

- 飲食店の場合は椅子に座った状態でも有効幅員90cm以上を確保する

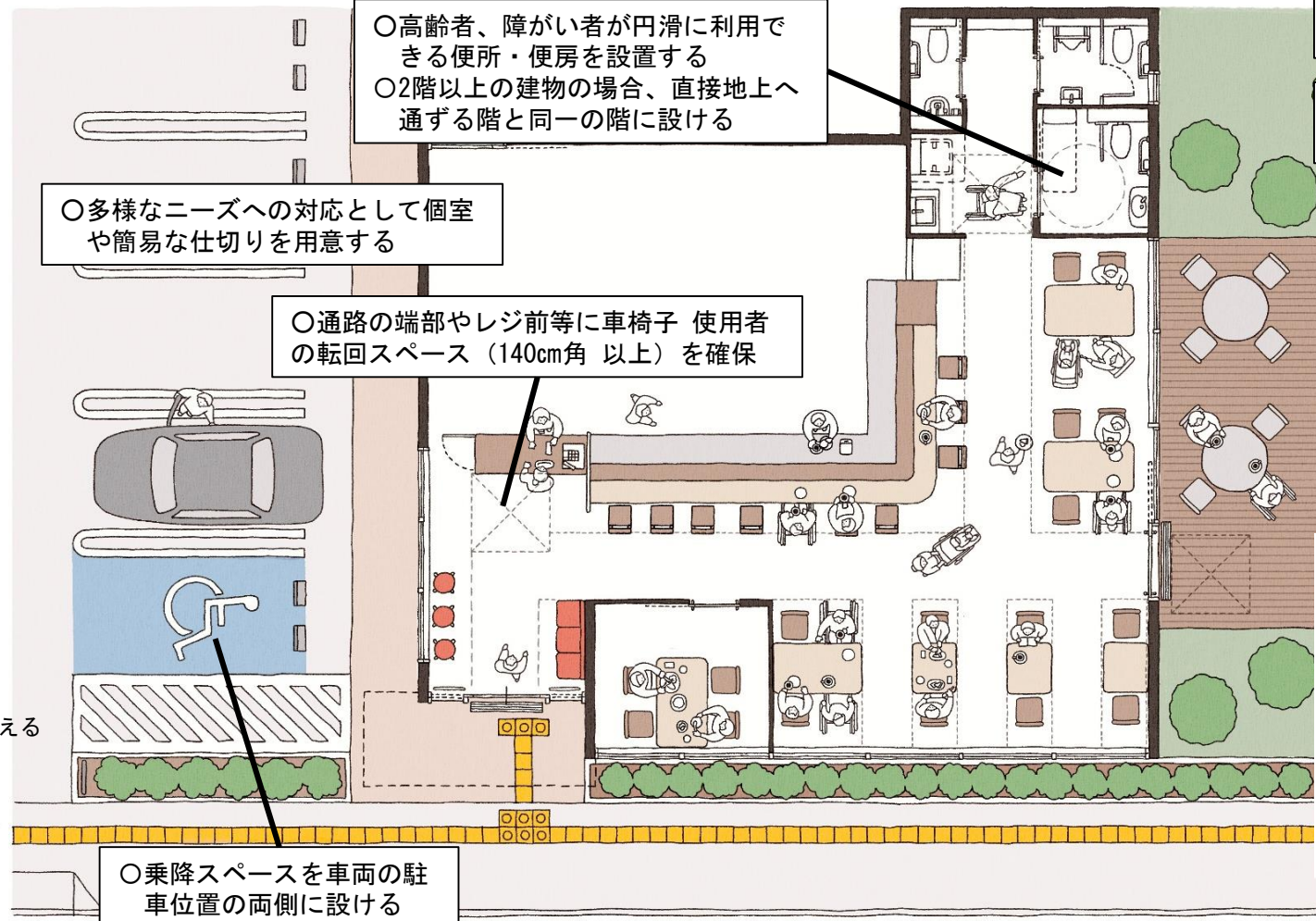
会計カウンターの例



- 上端高さ70~75cm程度
- 下端高さ65~70cm程度



カウンター前の通路の例



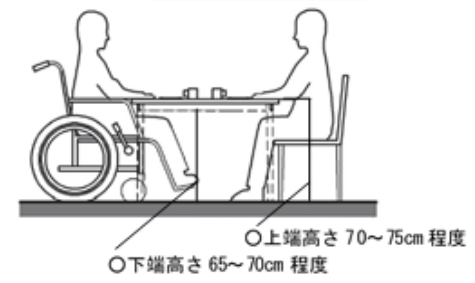
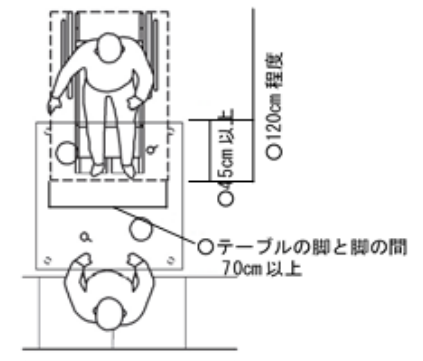
- 高齢者、障がい者が円滑に利用できる便所・便房を設置する
- 2階以上の建物の場合、直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける

- 多様なニーズへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する

- 通路の端部やレジ前等に車椅子使用者の転回スペース（140cm角以上）を確保

- 乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける

○可動式の椅子席の例





# サービス店舗の設計ガイドライン

## 【共通項目】

- 店舗内及び通路には、原則として段を設けない。
- 来店が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料（透明ガラス面仕上げ等）に留意する。
- 出入口は、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が使いやすい。
- 道から出入口にいたる経路上に段を設けない。
- 戸の前後に水平なスペースを確保する。

○操作部分への車椅子使用者の接近のしやすさ（足元のスペースの確保）や、見やすさ（画面への映り込みの防止や角度）  
タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものとする

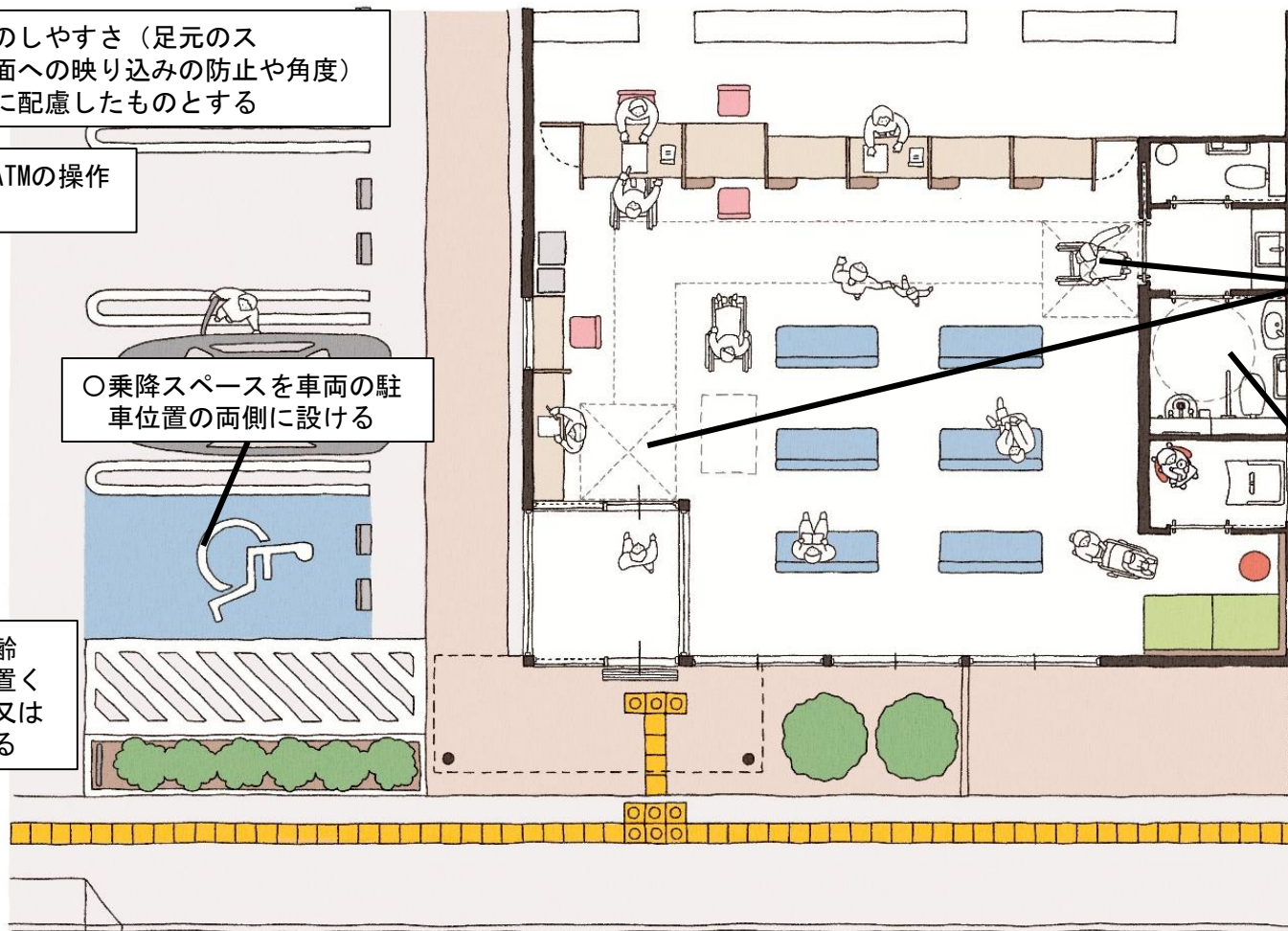
○視覚障がい者等の利用に配慮し、ATMの操作部分には点字を併記する

（液晶画面が見づらくカード差込口も遠い）



○乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける

○サービスカウンターにおいて、高齢者、障がい者等の杖利用者が杖を置くことができる、杖ホルダーを設置又はテーブルの一部にくぼみ等を設ける



○多様なニーズへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する

○通路は車椅子使用者やベビーカー使用者も通れるよう有効幅90cm以上を確保する。

○通路の端部やレジ前等に車椅子使用者の転回スペース（140cm角以上）を確保

○高齢者、障がい者が円滑に利用できる便所・便房を設置する  
○2階以上の建物の場合、直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける

（ローカウンターが設けられている）

